

証券コード 5184
平成30年3月9日

株 主 各 位

神戸市中央区江戸町98番地1

株式会社 ニチリン

代表取締役社長 前 田 龍 一

第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）当社営業時間終了時（午後5時5分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年3月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市中央区港島中町6丁目1番地
神戸商工会議所 3階 神商ホール
（前回までと会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第134期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第134期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichirin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 第134期 平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成29年1月1日～平成29年12月31日)における世界経済は、米国においては、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費は底堅く推移しています。企業収益も、内外需の回復に伴い改善しており、設備投資も持ち直しつつあります。これら堅調に推移する経済を背景に、平成29年には3回の金利引き上げが行われ、さらに年末には大規模減税を柱とする税制改革法が成立しました。

欧州においては、英国のEU離脱交渉やカタール・ニヤ独立運動等で不透明感が残るものの、南欧諸国も含め堅調な景気の回復が続いており、ECBによる金利引き上げを含む金融政策の正常化時期に注目が集まっています。

中国においては、製品輸出が底入れし国内の在庫調整も進展、また、政府によるインフラ投資効果もあり、足元の景気は持ち直しつつあります。一方、環境規制の強化や投資の過熱を懸念した政府による金融市場の引き締めによる景気の冷え込みが懸念されています。アセアン地域においては、中国の景気の底入れによる輸出の伸びを背景に雇用環境も改善されつつあることから、景気は緩やかな回復傾向にあります。

日本経済は、雇用環境は改善傾向にあり、消費マインドにもやや明るさが見られました。また、平成28年末以降の円安や世界経済の拡大を背景とした輸出の増加により、企業業績も堅調に推移しており、景気は緩やかに回復しております。一方、米国の貿易政策や北朝鮮情勢については、日本にとっての懸念材料となっております。

当社グループの主要事業分野である日本自動車業界に関する状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度における国内自動車市場は、国内販売の回復傾向が鮮明になり、海外需要に伴う完成車輸出も堅調に推移していることより、国内生産は増加に転じることとなりましたが、9月以降は一部自動車メーカーの無資格検査問題により伸びを欠くこととなりました。引き続き日本国内の生産は、燃費の良い軽自動車や小型車、また実用的なミニバンを中心に行われております。

この結果、当連結会計年度における国内四輪車販売台数は、前年比5.3%増の523万台、四輪車輸出台数は、前年比1.5%増の470万台、国内四輪車生産台数は、前年比5.2%増の968万台となりました。一方、国内乗用車メーカー8社の海外生産台数は、米国でやや陰りが見られるものの中国での堅調さを背景に、前年比4.1%増の1,927万台となりました。

このような環境のなか、当連結会計年度の売上高は、59,375百万円（前連結会計年度50,992百万円）、継続的な生産性改善や原価低減活動により営業利益は8,516百万円（前連結会計年度6,618百万円）、経常利益は8,629百万円（前連結会計年度6,343百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,883百万円（前連結会計年度3,644百万円）となり、5期連続で最高益を更新しました。

地域別の業績は、次のとおりであります。

① 日本

顧客の国内販売は回復傾向が鮮明になり、海外需要も堅調に推移していることより、売上高は31,651百万円（前連結会計年度28,781百万円）、また、引き続き原価低減活動に取り組んでいることより、営業利益は2,323百万円（前連結会計年度1,562百万円）となりました。

② 北米

雇用の安定とガソリン安を背景に堅調に推移してきた北米市場にも、やや陰りが見られるようになり、売上高は12,464百万円（前連結会計年度13,103百万円）、営業利益は658百万円（前連結会計年度927百万円）となりました。

③ 中国

景気には緩やかな回復が見られ、中国市場は小型車減税が縮小されたものの、SUV車の需要増による好調が持続しており、売上高は11,452百万円（前連結会計年度9,175百万円）となりました。営業利益は従来からの生産性改善活動に量産効果が加わり、1,887百万円（前連結会計年度1,109百万円）となりました。

④ アジア

二輪用ブレーキホースの販売に加え、新しく商品投入したフューエルホースの販売が堅調に推移しており、さらに政治不安により低迷していたタイ市場の回復もあり、売上高は14,240百万円（前連結会計年度11,683百万円）、営業利益は3,752百万円（前連結会計年度2,806百万円）となりました。

#### ⑤ 欧州

平成28年10月にハッチンソン ニチリン ブレーキ ホーシースを子会社化したこと、顧客からの受注が堅調に推移していることより、売上高は5,938百万円（前連結会計年度3,102百万円）となりましたが、子会社化によって生じたのれん償却費もあり、営業利益は121百万円（前連結会計年度117百万円）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2,600百万円となりました。そのうち重要な設備投資として、当社にて生産技術センター246百万円（建物）がありました。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2015年より中期経営計画（NICHIRIN Growth Strategy 2020：NGS2020〔2015年～2020年〕）に取り組んでおります。

フェーズⅠ（2015年～2017年）では、新規事業での拡販、既存商品の拡大、ロボットの活用等による生産性改善、ニチリングroup全体での世界最適生産活動に取り組むとともに、中長期的な視点での改革にチャレンジしてまいりました。

本年よりフェーズⅡ（2018年～2020年）を迎えるにあたり、新たに最終年度である2020年の連結経営目標を設定しております。フェーズⅡにおける製品群の転換（電動化によるパワーステアリング用ホースの減少）の影響は連結売上高で48億円程度の減少と見込んでおります。この影響を最小限にするため、新規事業であるIHX（カーエアコン用熱交換パイプ）の拡販および国内および海外メーカーの新規受注活動等に取り組み、減少分を補完する目途はつきつつありますが、中国新会社の設立による工場建設と新会社への事業移転、ベトナム・インドネシア子会社の工場拡張、急速に進みつつある自動車のEV化への対応等利益圧迫要因もあり、これらの重要課題に集中的に対応していく必要があります。

このような環境下、フェーズⅡにおいては、規模の拡大をむやみに追い求めるのではなく、2017年の連結業績を基準に、これを後退させることなく、安定した利益の確保に注力してまいります。グループ全体のクオリティを高め、その期待に応えられる企業集団に成長していくため、「6つの全体戦略」をブレークダウンした「重点施策」を年度ごとの短期経営計画に落とし込み、着実に遂行することで、「事業(Structure)」、「しくみ(System)」、

「人(Skill)」の変革と「企業価値(Business Value)の向上」に取り組んでまいります。

・ビジョン（「NGS2020」のめざす姿）

目まぐるしく変化する時代のニーズを的確にとらえ、持続的に「新たな価値」を創造し、提供し続ける企業集団

・2020年連結経営目標

(単位：百万円)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 60,500 以上 |
| 営業利益            | 8,700 以上  |
| 経常利益            | 8,700 以上  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,400 以上  |

なお、為替レートについては、1US\$=110円を前提としております。

・ 6つの全体戦略と重点施策（フェーズⅡ）

| 改革領域            | 全体戦略                   | 重点施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業<br>Structure | 1. 成長分野の強化・<br>拡大      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■重点拡販商品への注力（IHX・樹脂リキッド・成型ホースなど）</li> <li>■既存・新規顧客への拡販強化</li> <li>■欧米メーカー比率のアップ（HNBHとのシナジー）</li> <li>■市場拡大への適切な対応</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                 | 2. 新たな事業の創造            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■専門チームの設置による用途開発と確実な種まき<br/>（次世代の柱となる商品の上市）</li> <li>■環境分野等での開発案件への注力</li> <li>■産業用設備分野（要素技術のビジネス化）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                 | 3. 収益構造の改革・<br>利益体質の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■選択と集中による経営資源の最適活用</li> <li>■工場・事務間接部門の効率化<br/>（ルーチン業務の徹底した標準化）</li> <li>■技術開発のスピードアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>◎開発業務の重点集中</li> </ul> </li> <li>■モノ造り改革と内部コストの圧縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎内外製の分担見直しによる効率化および設備投資のミニマイズ化（垂直立上げの推進）</li> <li>◎次世代工法の確立</li> <li>◎次世代製造設備の開発（要素技術開発による競争力強化）</li> <li>◎材料革命</li> <li>◎樹脂技術の蓄積と活用（樹脂メーカーとのコラボ）</li> </ul> </li> <li>■中期購買活動方針に基づく変動費比率の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ポテンシャルサプライヤーの優先</li> <li>◎サプライヤー情報の一元化</li> <li>◎海外調達・現地調達の拡大</li> </ul> </li> <li>■「きわだち品質」活動推進による顧客満足度向上<br/>（グループQMS強化）</li> </ul> |

| 改革領域                     | 全体戦略                                                                                | 重点施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業<br>Structure          | 3. 収益構造の改革・利益体質の強化                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 戦略的活動による構造改革<br/>(世界最適生産・拠点間シナジーの糾合)</li> <li>◎ 北米・欧州拠点の戦略的改革</li> <li>◎ 中国リスクへの対応(強まる環境リスクへの先手対応)</li> <li>◎ NVC新工場建設</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| しくみ<br>System            | 4. グローバルな経営管理改革                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ グローバルな経営管理システムの導入推進による間接部門の効率化と連結業績管理の強化<br/>(生産管理、財務管理、スペイン子会社との統合システムの確立)</li> <li>■ 連結資金管理の強化</li> <li>■ 投資の効率性、財務の健全性、株主還元に留意した財務戦略</li> </ul>                                                                                                                                |
| 人<br>Skill               | 5. グローバル人材の確保と育成<br>・ グループ社員能力の可能性を最大限に高める<br>・ 多様性のある人材登用による企業の活性化と競争力強化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ グループでの賃金・人事制度、育成制度、能力基準の統合志向<br/>(人材情報の可視化による計画的な人材育成と戦略的人事対応)</li> <li>■ グループ各社での現地人役員・管理職の登用</li> <li>■ 多様性に満ちた人材登用による企業の活性化と競争力強化</li> <li>◎ NCRNにおける外国人比率アップ<br/>(2022年 主要部門で15%)</li> <li>◎ NCRNにおける女性の登用<br/>(総合職の採用・海外出向の検討)<br/>(女性の登用により、女性比率 2022年 主要部門で20%)</li> </ul> |
| 企業価値向上<br>Business Value | 6. 信頼される企業活動・社会への貢献により、企業価値を高める<br>・ 説明責任を果たし透明性のある信頼される企業<br>・ 環境保全やCSR活動を通じた社会的責任 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ CSR「企業の社会的責任」、ESG「環境 (Environment)・社会 (Society)・企業統治 (Governance)」、BCP「事業継続計画」への取組強化を継続</li> <li>■ グループ各社のガバナンス・内部統制の継続的改善と強化</li> <li>■ 女性管理職比率向上に向けた制度準備</li> <li>■ 財務面での目標設定と株主還元</li> </ul>                                                                                   |

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 平成26年度<br>第131期 | 平成27年度<br>第132期 | 平成28年度<br>第133期 | 平成29年度<br>第134期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 47,618          | 50,851          | 50,992          | 59,375                       |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 5,014           | 5,849           | 6,343           | 8,629                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 2,609           | 3,322           | 3,644           | 4,883                        |
| 1株当たり当期純利益 (円)                | 236.31          | 301.00          | 253.93          | 340.28                       |
| 総 資 産 (百万円)                   | 43,235          | 45,066          | 48,886          | 55,663                       |
| 純 資 産 (百万円)                   | 22,662          | 25,788          | 29,100          | 34,745                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 1,713.55        | 1,990.84        | 1,714.73        | 2,057.51                     |

(注) 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき1.3株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第133期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。



(6) 重要な子会社の状況

| 名 称                                  | 主要な事業内容             | 資本金                    | 議決権比率<br>(注)        |
|--------------------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| 日輪機工(株)                              | 自動車用ホース部分品の製造・販売    | 84,380 千円              | 99.9 %              |
| (株)ニチリン白山                            | 自動車用ホース類の製造・販売      | 254,000 千円             | 100.0 %             |
| ニチリン・サービス(株)                         | 自動車用ホース類の製造・販売      | 10,000 千円              | 100.0 %             |
| ニチリン テネシー インク                        | 自動車用ホース類の製造・販売      | 8,000 千米ドル             | 100.0 %<br>(20.0 )  |
| ニチリンフレックス<br>ユー・エス・エー インク            | 自動車用ホース類の製造・販売      | 7,000 千米ドル             | 100.0 %             |
| ニチリン カブラ テック<br>メキシコ エス・エー           | 自動車用ホース類の製造・販売      | 6,041 千メキシコペソ          | 100.0 %<br>(100.0 ) |
| ニチリン ユー・ケー・<br>リミテッド                 | 自動車用ホース類の製造・販売      | 3,500 千英ポンド            | 100.0 %             |
| ハッチンソン ニチリン<br>ブレーキ ホーシーズ            | 自動車用ホース類の製造・販売      | 3 千ユーロ                 | 70.0 %              |
| 上海日輪汽車配件有限公司                         | 自動車用ホース類の製造・販売      | 37,879 千中国元            | 72.0 %              |
| 蘇州日輪汽車部件有限公司                         | 自動車用ホース類の製造・販売      | 88,810 千中国元            | 72.0 %              |
| 日輪橡塑工業 (上海)有限公司                      | ゴム・樹脂ホース等配管部品の製造・販売 | 25,172 千中国元            | 100.0 %             |
| ニチリン ベトナム<br>カンパニー リミテッド             | 自動車用ホース類の製造・販売      | 10,923 千米ドル            | 100.0 %<br>(13.3 )  |
| ニチリン オートパーツ<br>インディア プライベート<br>リミテッド | 自動車用ホース類の販売         | 155,000 千インドルピー        | 100.0 %<br>(0.2 )   |
| ピーティー・ニチリン<br>インドネシア                 | 自動車用ホース類の製造・販売      | 55,579 百万インドネシア<br>ルピア | 51.0 %              |
| ニチリン (タイランド)                         | 自動車用ホース類の製造・販売      | 33,000 千タイパーツ          | 40.0 %              |

- (注) 1. 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。  
2. 日輪機工(株)は、株式を追加取得 (平成29年8月10日および平成29年10月31日) しております。  
3. ニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッドは、平成29年6月30日付で当社が70,000千インドルピーの増資を引き受け、資本金は155,000千インドルピーとなりました。  
4. 蘇州日輪汽車部件有限公司は、平成29年12月19日付で設立され、資本金は平成30年1月26日に払込を完了しております。  
5. ニチリン (タイランド) は、当社の持分が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、自動車用ホース類の製造・販売を主要な事業としております。また、その他には、住宅関連のホース類等の製造・販売を行っております。

| 品 目     | 主 要 製 品             |
|---------|---------------------|
| 自動車用ホース | 操舵用・制動用・空調用等の各種ホース類 |
| そ の 他   | 水道用ホース他             |

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

①当社

| 名 称       | 所 在 地    |
|-----------|----------|
| 本 社       | 兵庫県 神戸市  |
| 姫 路 工 場   | 兵庫県 姫路市  |
| 神 戸 営 業 部 | 兵庫県 神戸市  |
| 東 京 支 社   | 東京都 港区   |
| 浜 松 営 業 所 | 静岡県 浜松市  |
| 厚木配送センター  | 神奈川県 愛甲郡 |

(注) 本社所在地は上記のとおりであります。実際の本社業務は姫路工場で行っております。

②子会社

| 名 称                            | 所 在 地            |
|--------------------------------|------------------|
| 日輪機工(株)                        | 兵庫県              |
| (株)ニチリン白山                      | 三重県              |
| ニチリン・サービス(株)                   | 兵庫県              |
| ニチリン テネシー インク                  | 米国 テネシー州         |
| ニチリンフレックス ユー・エス・エー インク         | 米国 テキサス州         |
| ニチリン カブラ テック メキシコ エス・エー        | メキシコ チワワ州        |
| ニチリン ユー・ケー・リミテッド               | 英国 グレイターマンチェスター州 |
| ハッチンソン ニチリン ブレーキ ホーシーズ         | スペイン カタルーニャ州     |
| 上海日輪汽車配件有限公司                   | 中国 上海市           |
| 蘇州日輪汽車部件有限公司                   | 中国 江蘇省           |
| 日輪橡塑工業（上海）有限公司                 | 中国 上海市           |
| ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド          | ベトナム バクザン省       |
| ニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッド | インド ハリヤナ州        |
| ピーティー・ニチリン インドネシア              | インドネシア 西ジャワ州     |
| ニチリン（タイランド）                    | タイ パトンタニ県        |

(注) 蘇州日輪汽車部件有限公司は、平成29年12月19日付で設立され、資本金は平成30年1月26日に払込を完了しております。

(9) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,067名 | 208名増       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。  
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて208名増加しておりますが、その主な理由は、北米セグメントにおける臨時雇用者の正社員化および中国セグメントでの売上高増加に対応するため増員したことによるものです。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年令   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 348名 | 6名増       | 42才5カ月 | 18年7カ月 |

(注) 使用人数は出向者39名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成29年12月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高（百万円） |
|---------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行     | 1,232      |
| 株式会社三井住友銀行    | 387        |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 260        |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 254        |

## 2. 株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,055,000株（自己株式16,525株を含む）
- (3) 株主数 3,757名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                           | 持 株 数<br>( 千 株 ) | 持 株 比 率<br>( % ) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 太 陽 鋳 工 株 式 会 社                                                                                                 | 2,475            | 22.4             |
| 双 日 株 式 会 社                                                                                                     | 880              | 8.0              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                                                           | 583              | 5.3              |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG<br>FUNDS/UCITS ASSETS<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 530              | 4.8              |
| 東京センチュリー株式会社                                                                                                    | 365              | 3.3              |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                                               | 287              | 2.6              |
| 日 本 精 化 株 式 会 社                                                                                                 | 220              | 2.0              |
| み ず ほ 証 券 株 式 会 社                                                                                               | 150              | 1.4              |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券<br>株式会社)                                                    | 149              | 1.3              |
| ニチリン従業員持株会                                                                                                      | 124              | 1.1              |

(注) 持株比率は、発行済株式総数（自己株式除く）に対する持株数の割合であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 会社役員の地位及び担当（平成29年12月31日現在）

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当                                 | 重 要 な 兼 職 の 状 況                             |
|---------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 清 水 良 雄 | 代表取締役会長                                     |                                             |
| 前 田 龍 一 | 代表取締役 社長執行役員<br>北南米地域統括                     |                                             |
| 松 田 眞 幸 | 取締役 専務執行役員<br>営業統括兼欧州地域統括                   |                                             |
| 小 池 聡   | 取締役 常務執行役員<br>経営企画部担当兼財務経理部<br>担当兼内部統制推進室担当 |                                             |
| 森 川 良 一 | 取締役 常務執行役員<br>人事総務部担当兼購買部担当                 | ニチリン・サービス株式会社 代表取締役社長<br>日輪橡塑工業（上海）有限公司 董事長 |
| 鈴 木 一 誠 | 取締役                                         | 太陽鋳工株式会社 代表取締役社長<br>日本精化株式会社 社外取締役          |
| 矢 野 進   | 取締役                                         | 日本精化株式会社 代表取締役 執行<br>役員社長                   |
| 橋 本 進   | 監査役（常勤）                                     |                                             |
| 黒 田 茂 雄 | 監査役                                         |                                             |
| 後 藤 伸 一 | 監査役                                         | はりま法律事務所所属 弁護士                              |
| 小 野 浩 昭 | 監査役                                         | 太陽鋳工株式会社 代表取締役専務<br>日本精化株式会社 社外監査役          |

- (注) 1. 取締役 鈴木一誠氏および矢野 進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 後藤伸一氏および小野浩昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 鈴木一誠氏、取締役 矢野 進氏、監査役 後藤伸一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 当社は、平成27年3月26日開催の第131期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき社外取締役鈴木一誠氏、社外取締役矢野 進氏、監査役橋本 進氏、監査役黒田茂雄氏、社外監査役後藤伸一氏、社外監査役小野浩昭氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の内容は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度としております。
5. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員の構成（取締役を兼務する執行役員は除く）は次のとおりです。

（平成29年12月31日現在）

| 氏 名     | 地 位    | 担当及び重要な兼職の状況                                         |
|---------|--------|------------------------------------------------------|
| 谷 口 利 員 | 常務執行役員 | 技術部担当 兼 原価管理室担当                                      |
| 前 田 民 世 | 上席執行役員 | 海外営業部長 兼 アセアン地域統括                                    |
| 前 田 高 男 | 上席執行役員 | 生産統括 兼 生産技術部長 兼 情報システム部担当                            |
| 高 谷 元 博 | 執行役員   | 品質保証部担当 兼 グループQMS推進室担当                               |
| 竹 島 淳 司 | 執行役員   | ニチリンフレックス ユー・エス・エー インク 代表取締役社長                       |
| 岩 見 文 博 | 執行役員   | 購買部長                                                 |
| 高 島 吉 章 | 執行役員   | GMI推進部長                                              |
| 菊 元 秀 樹 | 執行役員   | 神戸営業部長                                               |
| 山 本 和 生 | 執行役員   | 経営企画部長                                               |
| 曾 我 浩 之 | 執行役員   | ハッチンソン ニチリン ブレーキホーシース CEO 兼 ニチリン ユー・ケー・リミテッド 代表取締役社長 |
| 難 波 宏 成 | 執行役員   | 財務経理部長                                               |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
|       | 名       | 百万円       |
| 取 締 役 | 7       | 243       |
| 監 査 役 | 4       | 30        |
| 計     | 11      | 274       |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第123期定時株主総会において固定枠報酬「月額15百万円以内」(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と業績連動報酬の合計額と定めております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成10年3月27日開催の第114期定時株主総会において月額4百万円以内と定めております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として村角伸一氏を選任しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 役職氏名     | 他の法人等の重要な兼職の状況        |
|----------|-----------------------|
| 取締役 鈴木一誠 | 太陽鋳工株式会社 代表取締役社長      |
| 取締役 矢野 進 | 日本精化株式会社 代表取締役 執行役員社長 |
| 監査役 後藤伸一 | はりま法律事務所 弁護士          |
| 監査役 小野浩昭 | 太陽鋳工株式会社 代表取締役専務      |

- 1) 太陽鋳工株式会社は、当社のその他の関係会社(持株比率22.4%)であり、筆頭株主であります。
- 2) 当社は、日本精化株式会社と株式を相互保有しております。
- 3) 当社は、はりま法律事務所と顧問契約を締結しております。

②他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

| 社外役員の氏名     | 他の法人等の社外役員等との兼任状況 |                            |
|-------------|-------------------|----------------------------|
| 取締役<br>鈴木一誠 | 日本精化株式会社 社外取締役    | 当社は日本精化株式会社と株式を相互保有しております。 |
| 監査役<br>小野浩昭 | 日本精化株式会社 社外監査役    | 当社は日本精化株式会社と株式を相互保有しております。 |

③社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                        |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木一誠 | 当事業年度に13回開催された取締役会のうち11回出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。                   |
| 取締役 | 矢野 進 | 当事業年度に13回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。                      |
| 監査役 | 後藤伸一 | 当事業年度に13回開催された取締役会に全て出席し、また13回開催された監査役会に12回出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。    |
| 監査役 | 小野浩昭 | 当事業年度に13回開催された取締役会に全て出席し、また13回開催された監査役会に全て出席し、他の会社の役員としての経験を活かし、適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が（1回）ありました。

④社外役員の報酬等の総額

|              | 支給人数   | 報酬等の額     |
|--------------|--------|-----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 名<br>4 | 百万円<br>17 |



## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 35百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際業務に関する指導についての対価を支払っております。
3. 当社の連結子会社15社のうち、国内連結子会社3社および営業開始前の蘇州日輪汽車部件有限公司を除く在外子会社11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行に関し、取締役会は取締役会規則に基づく適正な運営により、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役相互の意思疎通を図り、法令および定款への適合を確保する。また、取締役会の運営および取締役の職務執行に関する社外取締役および監査役からの意見には適切に対応し、その有効性確保を図る。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について「文書管理規定」に基づき、定められた期間につき適切かつ確実に保管し、その閲覧を可能な状態に維持する。

- ③子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、「グループ子会社管理マニュアル」において、グループ子会社の当社への報告を要する事項を定めており、各子会社に対して、業績報告、株主総会や取締役会での業務の適正を確保するために必要である重要な意思決定の状況、重大な事件や事故・または訴訟の発生、その他必要な事項の報告を義務づけている。

更に、「グループ子会社管理マニュアル」では、グループ子会社が当社に対して事前承認を要する事項を定めており、当該事項については、当社の決裁を義務づけている。

- ④当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グローバルな視点に立った経営を推進するとともに、公正・透明な経営を行うことにより、株主・取引先から高く評価され、社会からも信頼される企業グループを目指すことを基本方針とする。

この方針に従って、当社および各子会社は、リスク管理体制・法令遵守体制を整備する。

また、当社は、「グループ子会社管理マニュアル」および「グループ子会社管理基準」を制定し、グループ子会社が実施すべき基本事項を定め、その遵守状況を監視することで、企業集団における業務の適正性の維持・強化を図る。

更に、当社グループとして「財務報告に係る内部統制」体制を整備し、その適切な運用・管理を図る。

- 1) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営目標を大きく妨げると予測されるグループ全体のリスクの管理については「経営会議」において行う。

当社および各子会社は、品質・環境・安全等のリスク管理については、各委員会により専門的な立場からモニタリングを含め遂行する。

また、当社各部門および各子会社は、所轄業務に関する規定類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリス

ク管理に取り組む。

更に、当社は、当社グループに緊急事態が発生した場合の対処方法、緊急事態後の修復方法を「危機管理マニュアル」に定め、当社グループが被る損害の最小化に努める。

- 2) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、法令で定められた事項およびグループ経営の基本方針などグループ全体の経営に関する重要事項の決定を行う。

グループ全体の経営に関する重要事項には、グループでの「中期経営計画」の策定などがあり、グループ全体での目標が設定され、グループの全役職員がこれを共有する。

更に、当社は、執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行権限を与えることにより、取締役が経営の重要な意思決定および業務執行状況の監視、監督に注力することで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

取締役および執行役員をもって構成される「経営会議」において、取締役会から委譲された事項、社内規定の制定・改定に関する事項を決議するとともに、経営方針の具体化や事業環境の分析、ならびに各部門の重要情報の共有を図り、的確かつ迅速な意思決定に資する。

なお、経営会議メンバーとグループ子会社社長等で構成されるトップ マネジメント カンファレンス (TMC) を設け、当社グループ全体での経営戦略および経営課題の共有を図る。

当社各部門は、経営会議で定められた「組織・分掌・権限マニュアル」に則り、また、当社の各子会社は、「グループ子会社管理マニュアル」とその下位規定である「グループ子会社管理基準」を遵守し、組織・権限・業務分掌に関する規定やその他必要な規定を整備・運用することにより、実施すべき具体的な施策を決定、実行することで、業務の効率化を図る。

- 3) 当社の使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが法令遵守・企業倫理の基本姿勢を明確にし、企業としての社会的責任に応えるため「ニチリングループ企業行動憲章」を定める。

当社グループの役職員は、「ニチリングループ企業行動憲章」に従い、法令および定款を遵守するとともに、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する。

当社および各子会社は、全役職員が法令および定款を遵守した行動を実践するため、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを周知徹底することで、コンプライアンス体制の整備・向上を図る。

当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの社内体制構築およびグループへのコンプライアンス支援を行う。

「コンプライアンス委員会」は、法令および定款の遵守について、当社の使用人ならびに当社の子会社の取締役等および使用人への継

統的な実効性のある啓蒙・教育活動を行うとともに、法令等の違反または違反の恐れのある行為についての通報窓口（ニチリンヘルプライン〔子会社からのホットライン・外部通報窓口を含む〕）を設け、これを周知し徹底することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。

また、内部監査室は、当社各部門および子会社への業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視する。

また、各子会社に対しては、当社の役員を派遣、または、地域統括役員として任命し、当社からの派遣取締役相互による子会社経営管理の充実を図る。

なお、子会社の取締役会については、合弁会社を除き、少なくとも3カ月に1回の開催を求める。

- ⑤監査役職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がこれを置くことを求めた場合には、当該使用人の配置と人事上の独立性、および監査役からの指示の実効性確保に関して十分な配慮を行う。

なお、内部監査室は、監査役との連携を密にする。

- ⑥当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役等および使用人、または、これらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項

当社グループの役職員は、法令で定められた事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について当社監査役に報告する。

また、コンプライアンスに関する通報窓口として当社監査役への通報も可能とする。

なお、当社監査役が重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するために、当社および各子会社は、重要な会議への出席および業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保する。

- ⑦監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

当社および各子会社は、「コンプライアンスマニュアル」において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を明記する。

- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門による審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これを処理する。

監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員は、当社監査役会の監査計画を十分に認識し、監査役による各部門および各子会社への調査、その他ヒアリングなどの監査活動に協力する。

また、当社は、代表取締役と監査役との定期的な意見交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行

取締役会は、取締役7名（社外取締役2名を含む）で構成されております。当事業年度において、取締役会を13回（取締役会の決議があったものとみなす書面決議1回を除く）開催し、各議案についての審議を行い、重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定を行っております。また、組織・分掌・権限に関する規定により、業務執行に係る責任の明確化を図っております。

②子会社の管理体制

当社および子会社は、グループ全体および各社毎の経営方針・経営計画を策定し、2017年12月に開催されたトップ マネジメント カンファレンス（TMC）にて、グループ全体および各社毎の2018年度の経営目標を共有しております。

子会社の経営管理を担当する経営企画部は、「グループ子会社管理マニュアル」に定められた重要な経営状況等について、定期的に報告を受け、毎月の取締役会で報告しております。

また、当社取締役会および「経営会議」（当事業年度において10回開催）において、子会社に関する重要事項を審議・決定し、子会社の業務執行を管理しております。

なお、内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しております。

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」については、「内部統制委員会」（当事業年度において4回開催）が内部統制の整備・運用・評価のための年度計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を取締役に報告しております。

③リスク管理

当社および子会社の主要なリスクについては、「経営会議」で報告・審議され、その対策を実施しております。なお、重要な事項については取締役会に報告することとなっております。

また、品質・環境・安全等のリスクについては、それぞれの専門委員会により審議し、対策を実施しております。

さらに、2017年12月に開催されたトップ マネジメント カンファレンス（TMC）にて、外部講師を招き、以下のテーマについて研修を実施しております。

（2017年12月5日：「ニチリングroupの損害保険について」）

#### ④コンプライアンス

コンプライアンスの推進については、「ニチリングループ企業行動憲章」と「通報窓口（ニチリンヘルプライン〔子会社からのホットライン・外部通報窓口を含む〕）」に関するポケットカード（現地語）を作成し、当社および子会社の役職員に配布するとともに、これを用いた教育の徹底を要請しています。

「コンプライアンス委員会」は、当社および子会社に対して、当該事項に係る教育を指示し、その有効性を確認するため、「コンプライアンスアンケート」を実施し、浸透状況の確認を行いました。その結果は、同委員会で審議され、是正が必要な事項については改善を図っております。

なお、コンプライアンスの強化については、下請法・下請法に準ずる法律・中小企業庁等の指針に適合する基本方針を定め、下請取引の公正化、下請事業者の利益保護及び法律の遵守を目的に、「下請仕入先管理基準」（「購買管理規定」の下位基準）の新規制定を行っております。また、これを周知するべく説明会も実施しています。

また、2017年12月に開催されたトップ マネジメント カンファレンス（TMC）にて、外部講師を招き、以下のテーマについて研修を実施しております。

（2017年12月5日：「不正対応セミナー」、2017年12月7日：「不正防止のためのコンプライアンスのあり方」）

#### ⑤監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会など重要な社内会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うほか、必要に応じて子会社の調査も実施することで、取締役の職務執行、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運営について助言を行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、グローバル化した自動車業界の多様なニーズや市場変化に対応するための商品開発、技術開発および生産体制の強化や、海外拠点の拡大・再編などを図るために有効投資してまいりたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>           |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>37,787</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>14,217</b> |
| 現金及び預金                 | 16,493        | 支払手形及び買掛金                    | 5,909         |
| 受取手形及び売掛金              | 10,596        | 電子記録債務                       | 4,286         |
| 電子記録債権                 | 1,571         | 1年内返済予定の長期借入金                | 862           |
| 商品及び製品                 | 2,338         | 未払法人税等                       | 949           |
| 仕掛品                    | 2,864         | 賞与引当金                        | 104           |
| 原材料及び貯蔵品               | 2,029         | 繰延税金負債                       | 11            |
| 繰延税金資産                 | 413           | デリバティブ債務                     | 1             |
| デリバティブ債権               | 1             | そ の 他                        | 2,093         |
| そ の 他                  | 1,579         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>6,699</b>  |
| 貸倒引当金                  | △100          | 長期借入金                        | 1,658         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,875</b> | 再評価に係る繰延税金負債                 | 787           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,690</b> | 繰延税金負債                       | 832           |
| 建物及び構築物                | 3,965         | 退職給付に係る負債                    | 3,129         |
| 機械装置及び運搬具              | 5,009         | 役員退職慰労引当金                    | 2             |
| 土地                     | 3,560         | そ の 他                        | 288           |
| 建設仮勘定                  | 707           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>20,917</b> |
| そ の 他                  | 447           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>         |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>392</b>    | <b>株 主 資 本</b>               | <b>25,770</b> |
| の れ ん                  | 159           | 資 本 金                        | 2,158         |
| そ の 他                  | 232           | 資 本 剰 余 金                    | 2,083         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,792</b>  | 利 益 剰 余 金                    | 21,540        |
| 投資有価証券                 | 3,237         | 自 己 株 式                      | △11           |
| 繰延税金資産                 | 114           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>3,755</b>  |
| そ の 他                  | 441           | その他有価証券評価差額金                 | 1,497         |
| 貸倒引当金                  | △1            | 土地再評価差額金                     | 1,786         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>55,663</b> | 為替換算調整勘定                     | 601           |
|                        |               | 退職給付に係る調整累計額                 | △130          |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>5,220</b>  |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>34,745</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>55,663</b> |

# 連結損益計算書

（自 平成29年1月1日  
至 平成29年12月31日）

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 59,375 |
| 売 上 原 価                       |       | 44,430 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 14,944 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 6,428  |
| 営 業 利 益                       |       | 8,516  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 106   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 64    |        |
| 受 取 賃 貸 料                     | 31    |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 5     |        |
| そ の 他                         | 54    | 263    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 32    |        |
| 為 替 差 損                       | 75    |        |
| そ の 他                         | 42    | 149    |
| 経 常 利 益                       |       | 8,629  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 3     | 3      |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 73    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 58    | 132    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 8,499  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 2,041 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 166   | 2,207  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 6,292  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 1,409  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 4,883  |



## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 平成29年1月1日 ）  
（ 至 平成29年12月31日 ）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,158   | 2,083     | 16,972    | △10     | 21,202      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △397      |         | △397        |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |           | 83        |         | 83          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |           | 4,883     |         | 4,883       |
| 連結子会社の増資による<br>持分の増減    |         | 0         | △0        |         | △0          |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △1      | △1          |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 0         | 4,568     | △1      | 4,567       |
| 当 期 末 残 高               | 2,158   | 2,083     | 21,540    | △11     | 25,770      |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                      |                    |                            |                              | 非支配株<br>主 持 分 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|------------------------|----------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|---------------|---------|
|                         | そ の 他 有 評 金<br>証 券 差 額 | 土 地 再 評 金<br>土 地 差 額 | 為 替 換 算 勘 定<br>調 整 | 退 職 給 付 調 整<br>に 係 る 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額<br>合 計 |               |         |
| 当 期 首 残 高               | 1,202                  | 1,870                | 533                | △201                       | 3,404                        | 4,493         | 29,100  |
| 当 期 変 動 額               |                        |                      |                    |                            |                              |               |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                        |                      |                    |                            |                              |               | △397    |
| 土地再評価差額金の取崩             |                        |                      |                    |                            |                              |               | 83      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                        |                      |                    |                            |                              |               | 4,883   |
| 連結子会社の増資による<br>持分の増減    |                        |                      |                    |                            |                              |               | △0      |
| 自己株式の取得                 |                        |                      |                    |                            |                              |               | △1      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | 295                    | △83                  | 67                 | 71                         | 350                          | 727           | 1,077   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 295                    | △83                  | 67                 | 71                         | 350                          | 727           | 5,645   |
| 当 期 末 残 高               | 1,497                  | 1,786                | 601                | △130                       | 3,755                        | 5,220         | 34,745  |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

当該子会社は、日輪機工(株)、(株)ニチリン白山、ニチリン・サービス(株)、ニチリン テネシー インク (米国)、ニチリンフレックス ユー・エス・エー インク (米国)、ニチリン カプラ テック メキシコ エス・エー (メキシコ)、上海日輪汽車配件有限公司 (中華人民共和国)、日輪橡塑工業(上海)有限公司 (中華人民共和国)、蘇州日輪汽車部件有限公司 (中華人民共和国)、ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド (ベトナム)、ニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッド (インド)、ピーティー・ニチリン インドネシア (インドネシア)、ニチリン (タイランド)、ニチリン ユー・ケー・リミテッド (英国)、ハッチンソン ニチリン ブレーキ ホーシーズ (スペイン) の15社であります。

上記のうち、蘇州日輪汽車部件有限公司 (中華人民共和国) については、当連結会計年度において、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッド (インド) の決算日は、3月31日であります。

当連結会計年度の連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの----期末決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの----移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

当社および国内連結子会社---主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

在外連結子会社-----先入先出法による低価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）および、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|      |         |
|------|---------|
| 建物   | 22年～38年 |
| 機械装置 | 8年～10年  |

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、4～5年間の定額法により償却を行っております。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、23,100百万円であります。
2. 関連会社に対する投資は次のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| その他（出資金） | 56百万円 |
|----------|-------|
3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 受取手形 | 26百万円 |
|------|-------|

4. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 1,326百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,235    |
| 土地        | 2,703    |
| 合計        | 5,265百万円 |

担保付債務

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 長期借入金              | 1,874百万円 |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) |          |

5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,834百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は1,578百万円であり、再評価後の帳簿価額の合計を1,256百万円下回っております。

## 6. 当座貸越契約

当社グループは運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末の当座貸越契約は以下のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,580百万円 |
| 借入実行残高     | —        |
| 差引額        | 2,580百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|-------------|
| 普通株式  | 11,055,000株 |

上記には自己株式 16,525株を含んでおります。

### 2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 平成29年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 198         | 18.0        | 平成28年12月31日 | 平成29年3月29日 |
| 平成29年8月9日<br>取締役会    | 普通株式  | 198         | 18.0        | 平成29年6月30日  | 平成29年9月11日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定しております。

- ①配当金の総額 331百万円
- ②1株当たり配当額 30.0円
- ③基準日 平成29年12月31日
- ④効力発生日 平成30年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、債権有高を限度として、その一部を先物為替予約によりヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主として運転資金および設備資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年5ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|---------------|------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 16,493     | 16,493 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 10,596     | 10,596 | —   |
| (3) 電子記録債権    | 1,571      | 1,571  | —   |
| (4) 投資有価証券    | 2,958      | 2,958  | —   |
| 資産計           | 31,619     | 31,619 | —   |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 5,909      | 5,909  | —   |
| (2) 電子記録債務    | 4,286      | 4,286  | —   |
| (3) 未払法人税等    | 949        | 949    | —   |
| (4) 長期借入金(※1) | 2,521      | 2,529  | 7   |
| 負債計           | 13,666     | 13,674 | 7   |
| デリバティブ取引(※2)  | (0)        | (0)    | —   |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示してしております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、ならびに(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 279百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額 2,057.51円

1 株当たり当期純利益 340.28円

(注) 当社は、平成30年1月1日付けで株式1株につき1.3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。



(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年11月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年1月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 定款の一部変更について

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成30年1月1日（月曜日）をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

① 変更の内容

| 変更前                                                     | 変更後                                                     |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,200,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,760,000株</u> とする。 |

② 定款変更の日程

定款一部変更の効力発生日 平成30年1月1日（月曜日）

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成29年12月31日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を1株につき1.3株の割合をもって分割いたします。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数は、これを一括売却または買受し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて配分いたします。

② 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 11,055,000株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 3,316,500株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 14,371,500株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 45,760,000株 |

(4) 株式分割の日程

- ① 基準日公告日 平成29年12月14日（木曜日）
- ② 基準日 平成29年12月31日（日曜日）
- ③ 効力発生日 平成30年1月1日（月曜日）

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           | 科 目                            | 金 額           |
|----------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>             |               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>16,445</b> | <b>流 動 負 債</b>                 | <b>10,131</b> |
| 現金及び預金               | 4,704         | 支払手形                           | 328           |
| 受取手形                 | 244           | 電子記録債権                         | 4,286         |
| 電子記録債権               | 1,571         | 買掛金                            | 2,702         |
| 売掛金                  | 6,097         | 1年内返済予定の長期借入金                  | 862           |
| 商品及び製品               | 794           | 未払金                            | 674           |
| 仕掛品                  | 370           | 未払法人税等                         | 551           |
| 原材料及び貯蔵品             | 291           | 未払事業所税                         | 35            |
| 前払費用                 | 69            | 未払費用                           | 94            |
| 未収入金                 | 1,544         | 預り金                            | 186           |
| 短期貸付金                | 32            | 前受金                            | 2             |
| 未収消費税等               | 581           | 賞与引当金                          | 71            |
| 繰延税金資産               | 114           | 設備関係支払手形                       | 1             |
| その他                  | 35            | 設備関係電子記録債権                     | 200           |
| 貸倒引当金                | △8            | 設備関係未払金                        | 134           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>18,476</b> | <b>固 定 負 債</b>                 | <b>5,251</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>7,315</b>  | 長期借入金                          | 1,658         |
| 建物                   | 1,984         | 再評価に係る繰延税金負債                   | 787           |
| 構築物                  | 98            | 退職給付引当金                        | 2,652         |
| 機械及び装置               | 1,584         | 長期未払金                          | 151           |
| 車両運搬具                | 5             |                                |               |
| 工具、器具及び備品            | 146           | <b>負 債 合 計</b>                 | <b>15,382</b> |
| 土地                   | 3,204         | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>           |               |
| 建設仮勘定                | 292           | <b>株 主 資 本</b>                 | <b>16,254</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>98</b>     | 資 本 金                          | 2,158         |
| ソフトウェア               | 93            | 資 本 剰 余 金                      | 2,083         |
| 電話加入権                | 4             | 資 本 準 備 金                      | 2,083         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>11,062</b> | <b>利 益 剰 余 金</b>               | <b>12,025</b> |
| 投資有価証券               | 3,237         | 利 益 準 備 金                      | 89            |
| 関係会社株                | 5,145         | その他利益剰余金                       | 11,935        |
| 出資                   | 1             | 製品保証準備金                        | 800           |
| 関係会社出資金              | 2,039         | 別 途 積 立 金                      | 7,827         |
| 関係会社長期貸付金            | 115           | 繰越利益剰余金                        | 3,308         |
| 従業員貸付金               | 3             | <b>自 己 株 式</b>                 | <b>△11</b>    |
| 差入保証金                | 67            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>         | <b>3,284</b>  |
| 長期前払費用               | 2             | <b>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</b> | <b>1,497</b>  |
| 繰延税金資産               | 208           | <b>土 地 再 評 価 差 額 金</b>         | <b>1,786</b>  |
| その他                  | 242           | <b>純 資 産 合 計</b>               | <b>19,539</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>34,921</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>           | <b>34,921</b> |

# 損 益 計 算 書

（ 自 平成29年1月1日  
至 平成29年12月31日 ）

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額   |        |
|---------------------|-------|--------|
| 売 上 高               |       | 31,629 |
| 売 上 原 価             |       | 25,508 |
| 売 上 総 利 益           |       | 6,121  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 4,006  |
| 営 業 利 益             |       | 2,114  |
| 営 業 外 収 益           |       |        |
| 受 取 利 息             | 5     |        |
| 受 取 配 当 金           | 1,573 |        |
| 為 替 差 益             | 17    |        |
| 受 取 賃 貸 料           | 15    |        |
| そ の 他               | 17    | 1,629  |
| 営 業 外 費 用           |       |        |
| 支 払 利 息             | 22    |        |
| そ の 他               | 9     | 32     |
| 経 常 利 益             |       | 3,712  |
| 特 別 利 益             |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 0     | 0      |
| 特 別 損 失             |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損       | 72    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 17    | 90     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |       | 3,622  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 810   |        |
| 法人税等調整額             | △97   | 712    |
| 当 期 純 利 益           |       | 2,910  |

# 株主資本等変動計算書

( 自 平成29年1月1日 )  
( 至 平成29年12月31日 )

(単位：百万円)

|                                                     | 株 主 資 本 |               |              |                  |                 |                  |        |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|-----------------------------------------------------|---------|---------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|--------|--------------|------|-------------|
|                                                     | 資本金     | 資本剰余金         |              | 利 益 剰 余 金        |                 |                  |        | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                                                     |         | 資本<br>準備<br>金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備<br>金   | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  |        |              |      |             |
|                                                     |         |               |              | 製 品 保 証<br>準 備 金 | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |        |              |      |             |
| 当 期 首 残 高                                           | 2,158   | 2,083         | 2,083        | 89               | 600             | 6,827            | 1,912  | 9,429        | △10  | 13,659      |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額                                |         |               |              |                  |                 |                  |        |              |      |             |
| 別 途 積 立 金 の<br>積 立                                  |         |               |              |                  |                 | 1,000            | △1,000 | -            |      | -           |
| 製 品 保 証 準 備<br>金 の 積 立                              |         |               |              |                  | 200             |                  | △200   | -            |      | -           |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |               |              |                  |                 |                  | △397   | △397         |      | △397        |
| 土 地 再 評 価 差<br>額 金 の 取 崩                            |         |               |              |                  |                 |                  | 83     | 83           |      | 83          |
| 当 期 純 利 益                                           |         |               |              |                  |                 |                  | 2,910  | 2,910        |      | 2,910       |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |         |               |              |                  |                 |                  |        |              | △1   | △1          |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |               |              |                  |                 |                  |        |              |      |             |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計                            | -       | -             | -            | -                | 200             | 1,000            | 1,396  | 2,596        | △1   | 2,595       |
| 当 期 末 残 高                                           | 2,158   | 2,083         | 2,083        | 89               | 800             | 7,827            | 3,308  | 12,025       | △11  | 16,254      |

|                                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                    |                    |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------|
|                                                     | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                           | 1,202                      |                    | 1,870              | 3,072                  | 16,732    |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額                                |                            |                    |                    |                        |           |
| 別 途 積 立 金 の<br>積 立                                  |                            |                    |                    |                        | -         |
| 製 品 保 証 準 備<br>金 の 積 立                              |                            |                    |                    |                        | -         |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |                            |                    |                    |                        | △397      |
| 土 地 再 評 価 差<br>額 金 の 取 崩                            |                            |                    |                    |                        | 83        |
| 当 期 純 利 益                                           |                            |                    |                    |                        | 2,910     |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |                            |                    |                    |                        | △1        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 295                        |                    | △83                | 211                    | 211       |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計                            | 295                        |                    | △83                | 211                    | 2,806     |
| 当 期 末 残 高                                           | 1,497                      |                    | 1,786              | 3,284                  | 19,539    |

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式----移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの----決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの----移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品----総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産-----定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物（建（リース資産を除く）物附属設備を除く）および、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 22年～38年

機械及び装置 9年

無形固定資産-----定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産-----リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 1,140 百万円 |
| 構築物    | 76        |
| 機械及び装置 | 1,235     |
| 土地     | 2,648     |
| 合計     | 5,101 百万円 |

担保付債務

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 長期借入金              | 1,874 百万円 |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) |           |

2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,834百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は1,578百万円であり、再評価後の帳簿価額の合計を1,256百万円下回っております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は12,754百万円であります。

4. 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からのリース等に対し保証を行っております。

| 会 社 名             | 内 容         | 金額（百万円） |
|-------------------|-------------|---------|
| ニチリン ユー・ケー・リミテッド  | 関 税 ・ リ ー ス | 47      |
| ピーティー、ニチリン インドネシア | リ ー ス       | 9       |

5. 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形 26百万円

6. 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に関するものは次のとおりであります。

短期金銭債権 4,425百万円

短期金銭債務 718百万円

#### 7. 当座貸越契約

当社は運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末の当座貸越契約は以下のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,400百万円 |
| 借入実行残高     | —        |
| 差引額        | 2,400百万円 |

#### (損益計算書関係)

関係会社との取引高は次のとおりであります。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 売上高       | 12,683百万円 |
| 仕入高       | 3,898百万円  |
| 営業取引以外の取引 | 1,677百万円  |

#### (株主資本等変動計算書関係)

##### 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当期末株式数  |
|-------|---------|
| 普通株式  | 16,525株 |



(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
平成29年12月31日現在

|              |       |
|--------------|-------|
| 繰延税金資産       |       |
| 賞与引当金        | 55百万円 |
| 退職給付引当金      | 816   |
| 長期未払金        | 40    |
| 投資有価証券       | 10    |
| 関係会社株式       | 22    |
| 貸倒引当金        | 2     |
| 減価償却費        | 12    |
| その他          | 56    |
| 繰延税金資産小計     | 1,017 |
| 評価性引当額       | △34   |
| 繰延税金資産合計     | 982   |
| 繰延税金負債       |       |
| その他有価証券評価差額金 | △660  |
| 繰延税金負債合計     | △660  |
| 繰延税金資産の純額    | 322   |

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                 | 議決権の<br>所有割合<br>(%)        | 関連当事者<br>との関係                | 取引の内容                         | 取引金額<br>(百万円)<br>(注3) | 科目            | 期末残高<br>(百万円)<br>(注3) |
|-----|------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 子会社 | ニチリン テネシー インク          | 所有直接<br>80.0<br>間接<br>20.0 | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任         | 製品の販売<br>(注1)                 | 3,155                 | 売掛金           | 975                   |
| 子会社 | ニチリンフレックス ユー・エス・エー インク | 所有直接<br>100.0              | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任         | 製品の販売<br>(注1)                 | 1,417                 | 売掛金           | 455                   |
| 子会社 | ピーティール、ニチリン インドネシア     | 所有直接<br>51.0               | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任         | 製品の販売<br>(注1)                 | 2,099                 | 売掛金           | 422                   |
| 子会社 | ニチリン ユー・ケー・リミテッド       | 所有直接<br>100.0              | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任         | 製品の販売<br>(注1)                 | 1,361                 | 売掛金           | 536                   |
| 子会社 | 日輪機工㈱                  | 所有直接<br>99.9               | 部分品の仕<br>入・外注加<br>工<br>役員の兼任 | 部分品の仕<br>入および外<br>注加工<br>(注2) | 1,311                 | 電子記録債務<br>買掛金 | 92<br>161             |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 部分品の仕入および外注加工については、市場価格を勘案し価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 1,361.61円

1株当たり当期純利益 202.80円

(注) 当社は、平成30年1月1日付けで株式1株につき1.3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年11月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年1月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 定款の一部変更について

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成30年1月1日（月曜日）をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

① 変更の内容

| 変更前                                                     | 変更後                                                     |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,200,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,760,000株</u> とする。 |

② 定款変更の日程

定款一部変更の効力発生日 平成30年1月1日（月曜日）

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成29年12月31日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を1株につき1.3株の割合をもって分割いたします。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数は、これを一括売却または買受し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて配分いたします。

② 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 11,055,000株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 3,316,500株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 14,371,500株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 45,760,000株 |

(4) 株式分割の日程

- ① 基準日公告日 平成29年12月14日（木曜日）
- ② 基準日 平成29年12月31日（日曜日）
- ③ 効力発生日 平成30年1月1日（月曜日）

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月12日

株式会社 ニチリン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 増村正之 ⑧  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西方実 ⑧  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチリンの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月12日

株式会社 ニチリン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 増村正之 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西方実  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリンの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社ニチリン 監査役会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 橋本 | 進  | ⑩ |
| 監査役   | 黒田 | 茂雄 | ⑩ |
| 社外監査役 | 後藤 | 伸一 | ⑩ |
| 社外監査役 | 小野 | 浩昭 | ⑩ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

内部留保は、リーマンショック、東日本大震災等の非常時の経験、リコール等のリスクを勘案し、相応の額が必要と考えております。また、今後、中期経営計画（フェーズⅡ）を達成するためのM&A資金、新製品の研究開発投資、ロボット等の製造設備投資、アジアにおける工場増改築等の資金需要もあります。

上記の状況を勘案し、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき 金30円 総額 331,154,250円

(ご参考) 中間配当を含めた第134期の年間配当は、1株につき金48円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、安定配当の実施や今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,300,000,000円

製品保証準備金 200,000,000円



## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役黒田茂雄氏は、本総会終結の時をもって辞任され、監査役後藤伸一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | てづか としお<br>手塚 俊雄<br>(昭和33年8月15日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成4年4月 当社システム部長<br>平成11年12月 当社経営企画部長<br>平成14年1月 当社情報管理部長<br>平成19年12月 当社情報システム部長<br>平成24年3月 当社内部監査室長兼内部統制推進室主幹<br>平成30年3月 当社内部監査室主幹兼内部統制推進室主幹 [現任] | 6,200株         |
|       | 選任理由                              | システム、経営管理部門を歴任し、現在は内部統制体制の強化を図る部門に所属しており、その経験を活かして監査役の職務を適切に行っていただけると判断いたしました。                                                                                    |                |
| 2     | きむら みき<br>木村 美樹<br>(昭和54年6月21日生)  | 平成16年10月 最高裁判所司法研修所卒業<br>弁護士登録<br>岡田春夫総合法律事務所入所<br>弁護士 [現任]<br>平成24年2月 ニューヨーク州弁護士登録                                                                               | 一 株            |
|       | 選任理由                              | 過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高い専門的知見を有し、また、海外法務にも精通していることから、グローバルに展開する当社グループの法務リスクへの的確な助言や独立した立場からの監査を行っていただけると判断し、社外監査役候補者として判断いたしました。   |                |

- (注) 1. 監査役候補者手塚俊雄氏は、監査役黒田茂雄氏の辞任に伴い補欠として選任をお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社と木村美樹氏が所属する岡田春夫総合法律事務所とは顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所の総収入に占める当社顧問契約料は1%にも満たない額であることから、本顧問契約に特別の利害関係はなく、また、社外監査役としての独立性を阻害するものではないと判断いたしました。
3. 木村美樹氏は、社外監査役候補者であります
4. 木村美樹氏の選任が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 木村美樹氏の戸籍上の氏名は、針谷美樹（はりがい みき）であります。
6. 本議案が承認可決された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役村角伸一氏は、本総会開始の時をもって選任の効力が満了となりますので、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| むらざみ しんいち<br>村角 伸一<br>(昭和31年1月14日生) | 昭和55年4月 中山福株式会社入社<br>昭和59年5月 株式会社ヒメブラ入社<br>昭和60年4月 同社取締役<br>昭和62年4月 同社専務取締役<br>平成7年4月 同社代表取締役社長<br>平成19年6月 ミズムジャパン株式会社代表取締役社長<br>[現任]<br>平成27年4月 株式会社ヒメブラ代表取締役会長 [現任] | 一 株            |
| 選任理由                                | 会社経営者として経営に手腕を発揮されており、その豊富な経験や見識を当社の監査に反映いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。                                                                                              |                |

- (注) 1. 補欠監査役候補者は株式会社ヒメブラの代表取締役会長に就任しており、当社と同社は資材の購入取引がありますが、同社の売上高のうち当社への売上高比率は1%に満たない額であるため、当社と補欠監査役候補者との間には特別の利害関係はないものと判断いたしました。
2. 村角伸一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 定款の定めにより、補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなっております。
4. 村角伸一氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

- 会場：神戸商工会議所 3F 神商ホール
- 住所：神戸市中央区港島中町6丁目1番地
- 電話：078-303-5804
- 交通：三宮駅からポートライナーで約10分、市民広場駅下車、北へ徒歩5分  
※駐車場は台数に限りがございますので公共交通機関をご利用ください。

